

研究

村のいろいろな届書

漁村羽出浦の庄屋古文書 (六)

賛助会員 安部弥右衛門

本号では、漁村での災害や其の他の、報告やいろいろな届書を書きました。

(第一資料) 村内の牛馬数報告

一 当浦中吟味仕り候延、牛馬老足も御座無く候。依つて此段御新り申上げ候。以上

卯(丑) 二月十日

三 役 人 印

(註) 嘉永八年

(お新り) 今回からの古文書、讀者におかりやすいように、次のようにいたしました。(編集者)

- ① 句読点をつけ、むずかしい字列には読みかたをつけました。
- ② 漢文書きのとこも、これまで返り点を加えていたのをやめて読み下しにし、若干送りかたをつけることにしました。

(第二資料) 越年の旅人のないこと

覚

一 当浦中吟味仕り候延、越年の旅人、当年罷り、越し候旅人老人も御座なく候。依つて此段御新り申上げ候。以上

但し此の折紙にて控え老本差出し申すべく候。

(第三資料) 麦作付終了の届

覚

一 当浦中吟味仕り候延、麦作植付の義日、今月十二日迄に残らず相仕舞申し候。依つて此段御新り申上げ候。以上

寅(丑) 十一月

三 役 人 印

(註) 嘉永七年

(第四資料) 大地震の損害報告

覚

一 此節、大地しんに付、は(後の波よけ)は不老分所三間口程損じ申候。

一 海辺石垣並ぶに、聞き地石垣少々宛損じ申し候。

一 古蔵かべ、少々宛損じ申し候。

一 屋敷、別条御座無く候。

右は此節大(注二)に竹常浦中吟味仕り候延、書面の通り御座候。依つて此段御新り申上げ候。以上

寅 十一月十三日 役 人 中 印

(注一) 嘉永七年十一月 日大地震

(注二) 二字目と空いているが地震の二字を書きつくりであった。

(第五資料) 大地震の損害詳細報告

覚

一 麦作痛 御座無く候。

一 居屋痛 御座無く候。

一 古蔵 貳軒 但し壁少々宛損じ申し候。

一 浪辺 老分所 但し石垣長さ四間程損じ申し候。
 一 一丈一 老分所 但し長さ三間程損じ申し候。
 一 一開地 老分所 但し石垣長さ三間程損じ申し候。
 一 一同 老分所 但し全 長さ五間程損じ申し候。
 一 一同 老分所 但し全 長さ三間程損じ申し候。
 右は此節大地しんに付、当浦中吟味仕り、書面の通りに御座候。依って此段御断り申し上げ候。以上

進 上 寛 十 一 月 廿 四 日 役 人 中 印

(第六資料) — 大風雨による被害届 —

覚

- 一 小 船 老 鐵 羽 出 浦 利 宇
- 一 一同 同 同 熊 吉
- 一 一同 同 同 武 吉
- 一 一同 同 同 岩 藏
- 右の分作事に相成申さず候。
- 一 いも 作 三反程損じ申し候。
- 一 一人家 屋 敷 少し宛損じ申し候。
- 大倉敷場
- 一 浪 所 (註一) 老 分 所 但し石垣四十間程損じ申候 徳 助
- 一 一同 同 所 老 分 所 但し石垣廿八間程損じ申し候 惣 吉
- 一 一同 同 所 老 分 所 但し石垣廿六間程古同断 兵 助
- 小倉
- 一 一同 同 所 老 分 所 但し石垣十五間程古同断 喜 曾 吉
- 一 一同 同 所 老 分 所 但し石垣廿五間程古同断 善 七 郎

右は昨十四日大風雨に付、当浦中吟味仕り候迄、書面の通り損じ申し候。依って此段御断り申し上げ候。以上
 順 三 七 月 十 五 日 役 人 中 印

(註一) 浪所、網や其他の物を預す広場
 (註二) 大風雨に今日でいう台風
 (註三) 安政二年

(第七資料) — 御免租年貢米御請りのこと —

仕上御免租御請証文之旨(事)

- 一 高 四(註二)七分 羽 出 浦 本 畑
- 一 高 式(註三)八分 同 新 畑
- 享保十三(註三)甲申、十八(註三)年迄開墾
- 一 高 老(註三)の八分 同 新 畑

右は当庚年春、御免租御せ付けられ、畏れ奉り有難く存じ奉り候。段々御心を附けなされ、御免租御用捨なされ、重々有難き仕合せと存じ奉り候。
 然る上は古御免租を、当秋を以て御年貢米小百石等まで甲乙なく割賦仕り、極(註四)月十日以前急度上納皆済仕るべく候。尤も格別の日損、水損、虫喰等御座候及び、御檢(註五)取(註六)成の上差引に御せ付けらるべく候旨、有難き仕合せに存じ奉るべく候。依って御請証文差し上げ申し候
 延件の如し。

寛保三 亥年閏四月

庄 地 目 付 頭 百 姓

進 上

古請書 十七日差上申候

(注二) 免租は今日租税を免する意で免租必らずと便知水であるが、こゝでは貢租の意味つまり年貢上納と申し付けたもの

(一) 四七分のつは、何割の割と考えてよ、つまり四割七分の年貢

(二) 甲羊はきのえみつじ(米)であるが、享保十三年は戊申に在る、どうしてあやま(た)つたかあるうか。もし一十千十支では、純計甲米の組合うこと成ない。

(三) 目損 旱天(ハセ)作物が枯れて収穫がへること。

(四) 水損 洪水による凶作

(五) 虫喰 稲作における蝗害のように、農作物の虫害 (以上六項の注 羽柴程吉)

(第八資料) 榎苗の補植

覚

一 榎苗 六拾四本 羽出浦 中分

一同 三本 同 惣吉分

右の通り丑三月六日受取申し候。尤も去る戌年植え込み候内、損じ候に付、其代りに植直し

丑 三月六日

この文書で見れば、四年前の嘉永三成年に材では多数の榎苗(はせなえ)を植え、その中の枯損した分の植えかえをしたようである。

増村隆也著、「佐伯郷土史」の年表によれば

「寛政六年、関谷儀、諸木植付奉行となり榎苗を作り山野に移植す。」

とある。嘉永三年はそれから六十年後、八代高橋公の代であるが、佐伯藩は依然藩の重要物産として、榎の増植を奨励していたものと考えられる。

羽出浦の言の森をはじめ、附近の山野に比較的榎の木が多く、秋になれば美しい紅葉が私たちがの目を楽しませてくれるのは、その当時の遺産ではあるまいか。

(第九資料) 開地についての届書

覚

一 御領渡御山 七所程の内

地下の上山 七所北反程開地仕候

與惣治山 七反式敵程開地仕候

越石新山 七反程開地仕候

八重石山 三反程開地仕候

三所二敵程

右日書面の通り開地仕候。依つて此段御断り申上げ候

寛三 十二月七日 三 役 人 印 以上

旧代官所へ差出仕候

(注一) 羽出浦の裏山は私有地も共有林でなく藩の御用山で、百姓・漁民は借受けて利用していた。

(注二) 開地のこと、山林原野を伐り払い、畝をいれて畑にすこと、かいち、又はひらきかちといふ。

(注三) 慶応二年と推定

藩政の頃には、個人所有の自山といふのは、羽出浦にはほとんど無く、及右藩のものだったので、一定の地域を借りうけて開墾したようでありませう。この文書はそのことを伝える一例と思えますが、羽出浦の如き浦辺の住民が、開墾地の届書を、「旧御代官所へ差出仕候」と末尾に附記している点には、一抹の疑問を感じます。

(編集者付記)

この疑問、私も同感です。將軍慶喜の大政奉還と、朝廷がこれを受けて、王政復古の大号令を発したのが慶応三年(一八六七)です。その前年(慶応二年)になぜ旧代官所としたのであろうか。寛のあやまりか、慶応二年と推定のおやまりでしょうか。

〔第十資料〕——雜木山道作り人夫賃のこと

覚

- 一 四拾五人 地下ノ上
- 一 貳拾三人 与惣居谷
- 一 九人 戸石崎

七拾七人

此賃銀 百拾五匁五分 但老人は行老又五分つ
古は御懸木山御成法に背、道作り人夫賃銀下し置かれ
候処、相違御座無、候。以上

進

上

右の通り書付差出候へ共、賃銀御下がこれ無
く候に付、又書付認め直し差出し申し候。

この第十資料と、次に掲げる第十一資料は、藩庁御用
の薪を伐採して搬出するために、必要な道を作つた際
の人夫賃銀の請求である。

これによると、その頃の人夫賃銀は、一月一人銀老奴
五分であつたようだ。お上御用とて無賃使ひではなかつ
たようである。

〔第十一資料〕——雜木山道作り人夫賃請求

覚

- 一 四拾五人 地下ノ上山
- 一 貳拾参人 与惣居谷山
- 一 九人 戸石崎山

七月廿三日

一 貳拾式人

至 廿六日

一 七人半

百六人半

古は御懸木山御道入人夫書面の通り差出申し候。依つ
て此段御断り申し上げ候。以上

- 進 上 卯 八月朔日 役 印
- 但し御山方へ差出し申し候

これは、七月十一日請求の賃銀の下附がないので、其
の後出役した二十九人分を、併せて更に請求書を出した
ものである。

〔第十二資料〕——村の中用金積立に關する文書

覚

- 一 貳拾五匁八分 羽出浦網方 倉 吉
- 一 四拾四匁六分 伴 五 郎
- 一 貳拾四匁五分 徳 助
- 一 拾匁六分 平 太 郎
- 一 拾匁六分 宇 七 郎
- 但し去る子七月より、去る丑年迄網引分け
此の如し

一 貳百目

但しだけか下山 伐出し水代

一 百拾匁

但しか(お漁業二付、村方へ助借仕り候。

一 三拾四匁七分

去る亥年 萬代

一 五拾八匁六分八厘

去る子年 萬代

一 五拾三匁五分貳厘

去る丑年 萬代

一 百四拾六匁九分

但し去る亥年より去る丑年迄三ヶ年分 茶代

此の如し

一式百三十目

船宿 源 太郎

但し去来年村方へ助情として出銀仕儀
御メ 八百五匁

右者書面の通り積金に相成り居り申し候延、当浦伴五郎・徳助兩人の者共へ預け置き申し候。尤も出来の上御封印御願い申し上げべく候。依つて此段御断り申し上げ候。以上

寅二月八日

役 人 印

進 上 見廻り方へ差出す

(注二) 網方は網元、網持といふが、佐伯地方では網師ともいふ。網でとれた魚を売つて得た金を分取すること。

その配当金をいう。

(注三) 昔からこの「だけが下山」は、村の共有林であつたので、その上草(成長した木材)を売り、村の共有金に積んだのである。

(注四) 網方宇太郎が、かつお漁のゆえに村方に百拾匁を寄附したといふのである。

(注五) 一年間のいろくな代銀といふのである。文字のうしろ「若」とあり、若と洗んだ。

(注六) 船宿として村方へ寄附。

この第十ニ資料には、当時の漁村のしきたりが書かれています。

昔は漁獲高の六割(六〇%)を網方が收得し、のこりの四割(四〇%)を引子と小船数に分取していた。この分取する集金を「鉄分け」といふ配分額を「引分け」といふた。引子一人当りの配分額は此がたるものであつた。

最初に揚げた金額は、各網毎の引子一か年分の配分額かようである。この外に「ブエン」、「コン」、「ホネオリ」などという割所得もあつたが、それは特殊の人に限り、極めて少額だつた。然し自分で、この生魚を買つて煮干し、塩干魚などに製造加工すれば、その売上げ利益は全部目

己の収入になつていた。右によつて、網引き漁民の生活の困難であつたことが察知されると思ふ。

日本の事業界が異常に發展するに伴ない、出稼ぎが多くなり、漁村の網方が、資力もあり乍ら引子の少ないために、開店休業の形になつて漁具は倉庫に收め、村の過疎化が急激に進んだ一因は、この辺にもひそんでいた。

訖事が甚だしく脱線したが、各網は引子年間配分額の一人前宛を村に提供して、中用金(積立共有金)にする制度になつていたようである。

最後に、船宿源太郎の助情式百三十目についていふと、船宿が村に寄附することは定例であつて、これは自発的寄附ではなく、おらかじり村と協定があつたことであらう。

この船宿は村の協定で定め、船宿の遂に当ると入港する旅船の世話をして、食料品その他を斡旋し、その報酬を受けるので、毎年その利益の中から村に何程かの寄附をする慣わしがあつた。

今日ではこの浦でも昔の名残りの「船宿」といふ、家名だけが残つてゐるが、実際の船宿の仕事をしてゐるとは限らず、村への助情(寄附)など行われてゐないやうである。

最後に、總メ八百五匁の積金は出来、それを伴五郎と徳助の二人に預けた云々はよいとして、その次の

「尤も出来の上御封印御願い申し上げべく候」と、何故に村の中用金の封印をしてもらうのか、その封印した中用金は、封印したからには村中に貸しつけるなどの運用はしないのか、事情がよくわからない。(以上)

温故知新(ふるきをたずぬて新しきを知る)

論語為政篇「長きを温めて新しきを知り、以つて節と為すべし」